

## 情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

御注意

に限ります。) による連結完全支配関係にある連結子法人には適用がありませんので、御注意ください。

協同組合等を除きます) 及び②連結新法人(①に該当する連結新法人

## 別表六の二(十一)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15第6項、第7項又は第8項（同条第9項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額について適用がある場合を含みます。）（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

(1) 情報通信機器等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

(3) 情報通信機器等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

注 措置法第68条の15第9項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額について同条第8項の適用を受けようとする場合には、平成15年3月31日以前に終了した連結事業年度（以下「特例対象連結事業年度等」といいます。）については、この明細書を提出する必要はありません。

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

3 「ソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額（ソフトウェア以外の情報通信機器等の別表六の二(十一)付表「7」の合計）3」には、措置法規則第20条の5の2第1項第1号から第8号まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除の対象範囲）に該当するソフトウェア以外の特定情報通信機器等に係る別表六の二(十一)付表の「差引改定取得価額7」の合計額を記載します。

4 「ソフトウェアの取得価額の合計額（ソフトウェアの別表六の二(十一)付表「7」の合計）4」には、措置法規則第20条の5の2第1項第9号に該当するソフトウェアである特定情報通信機器等に係る別表第六の二(十一)付表の「差引改定取得価額7」の合計額を記載します。

5 「ソフトウェア以外の情報通信機器等の改定リース費用の総額の合計額（ソフトウェア以外の情報通信機器等の別表六の二(十一)付表「11」の合計）11」の外書には、ソフトウェア以外のリース情報通信機器等の別表六の二(十一)付表「10」の金額の合計額を記載します。

6 「ソフトウェアの改定リース費用の総額の合計額（ソフトウェアの別表六の二(十一)付表「11」の合計）12」の外書には、ソフトウェアであるリース情報通信機器等の別表六の二(十一)付表「10」の金額の合計額を記載します。

7 「個別帰属額基準額の残額 (16)又は((16)-(10))17」は、

「取得に係るもの3～10」の各欄に記載がある場合には「(16)又は」を消し、「3～10」の各欄に記載がない場合には「又は((16)-(10))」を消してください。

8 「個別帰属額基準額の残額 (22)、((22)-(10))又は((17)-(19))23」は、それぞれ次の区分に応じそれぞれ次のとおりとなります。

(1) 「取得に係るもの3～10」に記載があり「リースに係るもの11～19」に記載がない場合「(22)」と「又は((17)-(19))」を消してください。

(2) 「リースに係るもの11～19」に記載がある場合「(22)、((22)-(10))又は」を消してください。

(3) 「取得に係るもの3～10」及び「リースに係るもの11～19」のいずれにも記載がない場合「、(22)-(10)又は((17)-(19))」を消してください。

9 「総調整前連結税額基準額の残額 (34)又は((34)-(33))35」は、「取得に係るもの32～33」に記載がある場合には、「(34)又は」を消し、「32～33」に記載がない場合には「又は((34)-(33))」を消してください。

10 「総調整前連結税額基準額の残額 (37)、((37)-(33))又は((35)-(36))38」は、それぞれ次の区分に応じそれぞれ次のとおりとなります。

(1) 「取得に係るもの32～33」に記載があり、「リースに係るもの34～36」に記載がない場合「(37)」と「又は((35)-(36))」を消してください。

(2) 「リースに係るもの34～36」に記載がある場合「(37)、((37)-(33))又は」を消してください。

(3) 「取得に係るもの32～33」及び「リースに係るもの34～36」のいずれにも記載がない場合「、(37)-(33)又は((35)-(36))」を消してください。

11 「当期控除額等45（及び48）」の各欄の外書には、措置法施行令第39条の45第24項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十一)の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額32」の金額を記載します。この場合においては、翌期繰越額の計算は、当該金額を含めて計算します。

12 平成15年4月1日を含む連結事業年度において措置法第68条の15第9項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合の各欄の記載は次によります。

(1) 「前期繰越額又は当期税額控除限度額41」の「①」には、特例対象連結事業年度等の指定期間（平成15年1月1日から平成15年3月31日までの期間をいいます。以下同じ。）内に取得又は製作をして事業の用に供した特定情報通信機器等の取得価額の合計額の10／100に相当する金額を記載します。

(2) 「前期繰越額又は当期税額控除限度額44」の「①」には、特例対象連結事業年度等の指定期間内において賃借をして事業の用に供したリース情報通信機器等のリース費用の総額に60／100を乗じた金額の10／100に相当する金額を記載します。